

第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1 これまでの経緯

(1) 国における取組

日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基本理念とし、第13条では個人の尊重をうたい、第14条では法の下での平等を保障しています。

男女共同参画社会の実現に向けて、国では、昭和50（1975）年の国際婦人年を契機に世界的な動きとも連動しながら、男女雇用機会均等法などの整備を進め、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法を施行、法に基づく国の計画として、平成12（2000）年に第1次、平成17（2005）年に第2次、平成22（2010）年に第3次をそれぞれ策定するなど、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成27（2015）年には、女性活躍推進法が、成立しました。

(2) 本県における取組

本県においても、世界や国内の動きを背景に取組を進めてきました。平成9（1997）年4月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成11（1999）年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センターを開設しました。なお、この男女共同参画推進センターは「男女が共に」という意味を込めて、愛称を「ウィズセンター」としています。

平成13（2001）年3月には「おかやまウィズプラン21」（計画期間：平成13（2001）年度～平成17（2005）年度）を県の基本計画として策定し、同年10月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、平成18（2006）年3月に、第2次の基本計画「新おかやまウィズプラン」（計画期間：平成18（2006）年度～平成22（2010）年度）、平成23（2011）年3月に、第3次の基本計画「第3次おかやまウィズプラン」（計画期間：平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村と共に、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。



2 現状（第3次おかやまウィズプランにおける数値目標の達成状況）

第3次おかやまウィズプランでは、取組の効果が検証できるよう、平成27（2015）年度を目標年次とする32の数値目標を設定していました。

平成26（2014）年度までの達成状況は次のとおりです。

基本目標 I

男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

No.	数値目標	計画策定(改定)時	現況値	目標値
1	ウィズセンター実施事業の参加者数	24,886人 (H21)	28,212人 (H26)	毎年度4万人以上
2	男女がともに能力を発揮して活躍できる地域に関する満足度	23.6% (H25)	11.4% (H26)	28% (H27)
3	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	4,026人 (H21)	4,864人 (H26)	5,000人 (H27)
4	職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校 (H21)	86校 (H26)	90校 (H27)
5	ウィズセンター実施事業の参加者数における男性比率	19.9% (H21)	23.9% (H26)	25% (H27)

基本目標 II

あらゆる分野への男女共同参画の推進

No.	数値目標	計画策定(改定)時	現況値	目標値
6	県の審議会等委員の女性比率	37.4% (H22.4)	36.7% (H27.4)	46% (H27)
7	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)	8.3% (H22.4)	9.3% (H26.4)	13% (H27)
8	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)	23.6% (H22.4)	21.9% (H26.4)	25% (H27)
9	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)	14.9% (H21.12)	18.2% (H24.10)	27% (H27)
10	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数	363人 (H14～21累計)	504人 (H14～26累計)	570人 (H14～27累計)
11	復職した女性医師数	一人 (H21)	77人 (H22～26累計)	100人 (H22～27累計)
12	女性消防団員数	423人 (H22.4)	592人 (H27.4)	600人 (H27)

基本目標 III

男女の人権が尊重される社会の構築

No.	数値目標	計画策定(改定)時	現況値	目標値	
13	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	45.6% (H24)	44.3% (H26)	64% (H27)	
14	DV防止基本計画策定市町村数	2市町村 (H22.4)	16市町村 (H27.4)	23市町村 (H27)	
15	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	(小学校)	88.4% (H21)	96.8% (H26)	100% (H27)
		(中学校)	81.8% (H21)	94.2% (H26)	100% (H27)
		(高校)	76.6% (H21)	86.3% (H26)	100% (H27)
16	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	15.1% (H20)	29.6% (H25)	30% (H27)
		(子宮頸がん)	21.5% (H20)	34.4% (H25)	30% (H27)
17	地域包括支援センターの専門職員数	317人 (H21)	355人 (H26)	384人 (H27)	

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

No.	数値目標	計画策定(改定)時	現況値	目標値
18	女性の育児休業取得率	85.3% (H21)	85.6% (H24)	90% (H27)
19	男性の育児休業取得率	0.7% (H21)	4.3% (H24)	6% (H27)
20	延長保育を実施する保育所数	296箇所 (H21)	318箇所 (H26)	321箇所 (H27)
21	病児・病後児保育の実施箇所数	32箇所 (H24)	37箇所 (H26)	55箇所 (H27)
22	保育所入所待機児童数	68人 (H25.4)	393人 (H27.4)	13人 (H27)
23	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村 (H21)	15市町村 (H26)	16市町村 (H27)
24	おかやま地域子育て支援拠点数	95箇所 (H21)	173箇所 (H26)	180箇所 (H27)
25	「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	176箇所 (H21)	557箇所 (H26)	630箇所 (H27)

基本目標Ⅴ 男女が共に支える活力あふれる地域社会づくり

No.	数値目標	計画策定(改定)時	現況値	目標値
26	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	50.0% (H24)	53.8% (H26)	54% (H27)
27	ウィズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率	29.5% (H21)	57.9% (H26)	70% (H27)
28	農家における家族経営協定締結戸数	380戸 (H21)	527戸 (H26)	490戸 (H27)
29	認定農業者の女性比率	8.4% (H21)	8.7% (H26)	10% (H27)
30	農業委員の女性比率(選任委員)	2.3% (H21)	24.6% (H26)	20% (H27)
31	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	4.0% (H22.4)	12.6% (H27.4)	10% (H27)
32	男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数	98法人 (H24)	111法人 (H26)	109法人 (H27)



3 課題

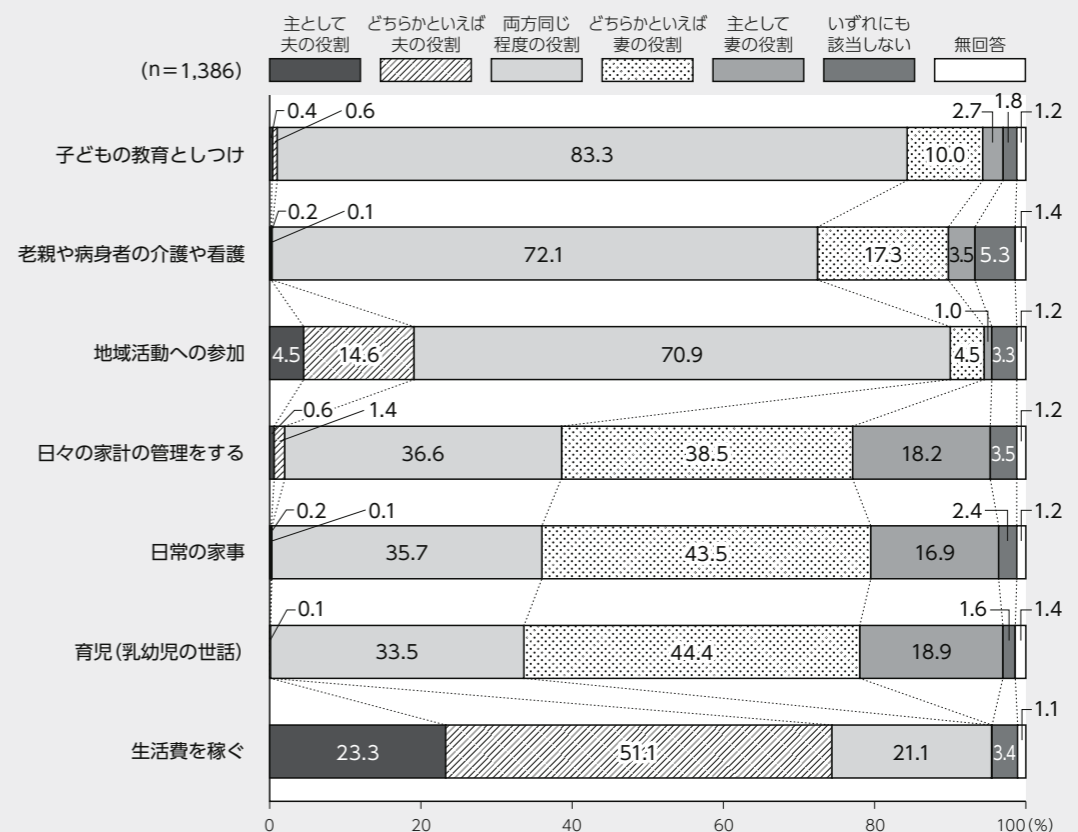
第3次おかやまウィズプランの数値目標の達成状況、平成26(2014)年に本県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」や国及び県の各種統計などから、固定的な性別役割分担意識に対する一定の改善や女性の社会進出などについて効果が見られる一方で、次のような課題が明らかになりました。

(1) 男性に着目した意識改革

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、男性の意識改革が十分にできていません。
- 男性は、長時間労働の常態化による時間的な制約などから、家事・育児・介護など家庭生活や地域活動に十分参画できていません。
- 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性も生きやすく暮らしやすい社会を築くことであるという認識を広める必要があります。
- 特に、男性の「働き方」に対する意識改革を行う必要があります。

家庭での仕事の役割についての考え方

Q. 家庭での仕事の役割についてどのようにお考えですか。



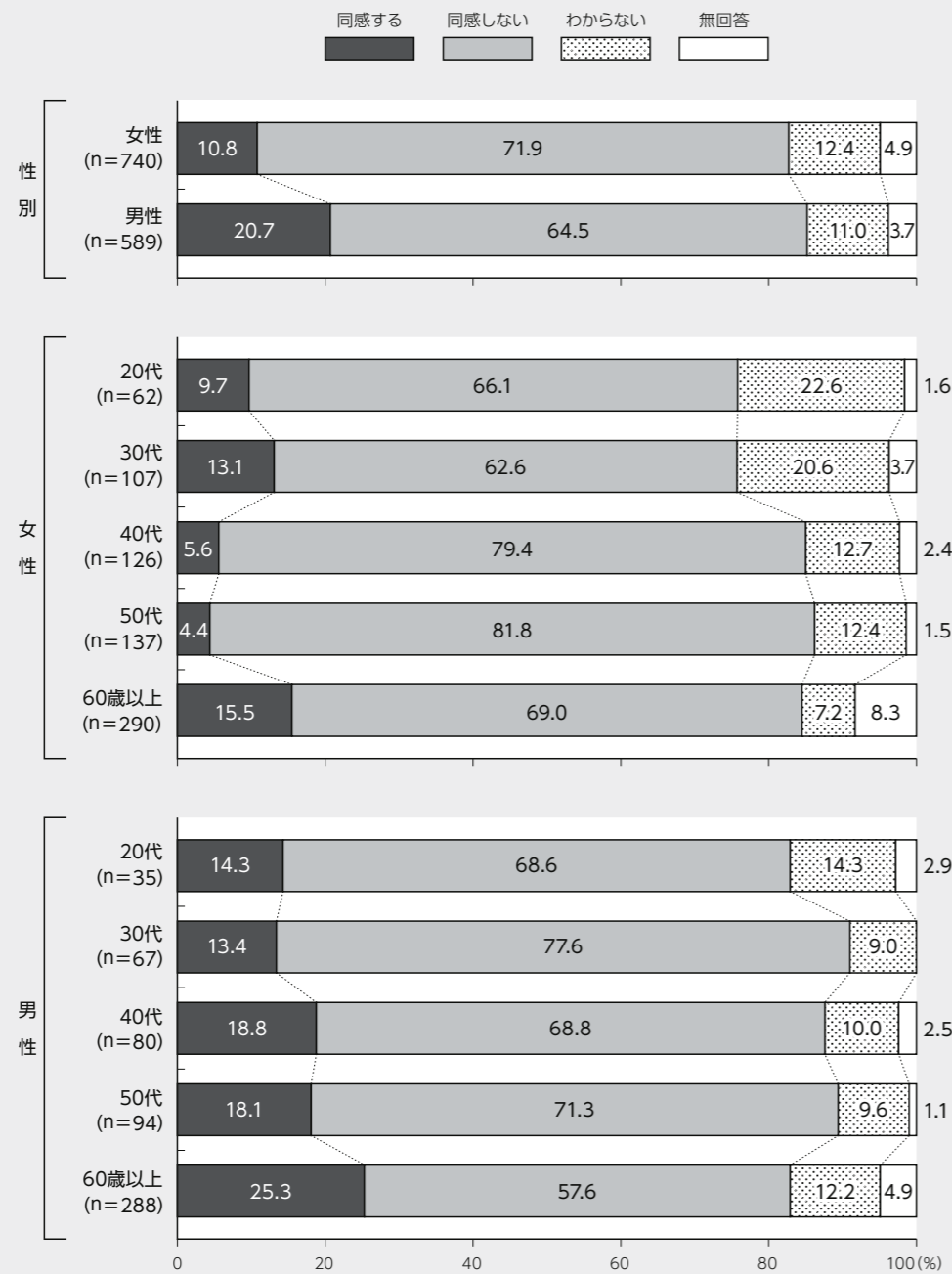
平成26年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

(2) 若い世代に着目した意識改革

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と答えた女性の割合は40代、50代で約8割と高いのに対し、20代、30代では約6割にとどまっています。
- 子どもたちが、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できるように、子どもの頃から男女共同参画の意識を身に付け、将来を見通した自己形成ができるようになることが重要です。

性別役割分担意識

Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。

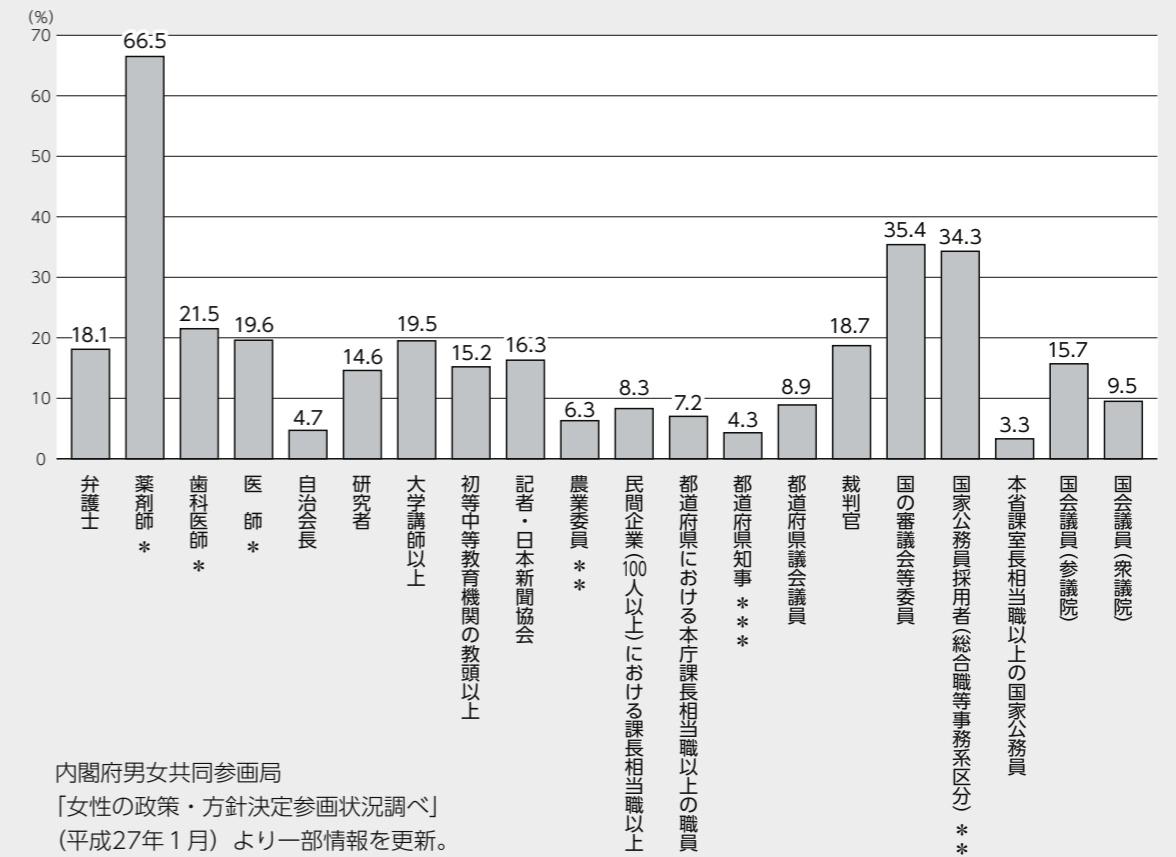


平成26年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

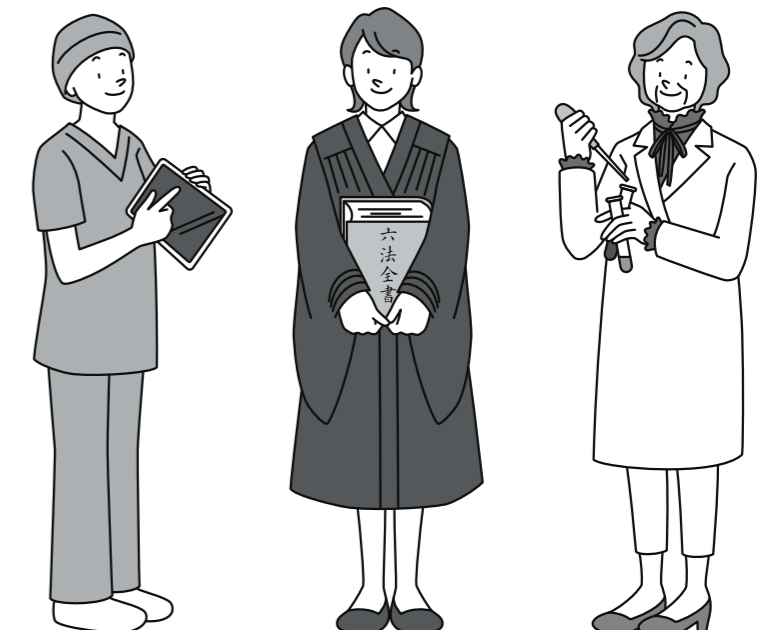
(3) あらゆる分野への男女共同参画の推進

- あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が必要ですが、まだ不十分です。
- 活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災分野などさまざまな分野において、引き続き取組が求められています。

各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



内閣府男女共同参画局
「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
(平成27年1月)より一部情報を更新。
(原則、平成26年のデータだが、
*は平成24年、**は平成25年、***は平成27年のデータ。)



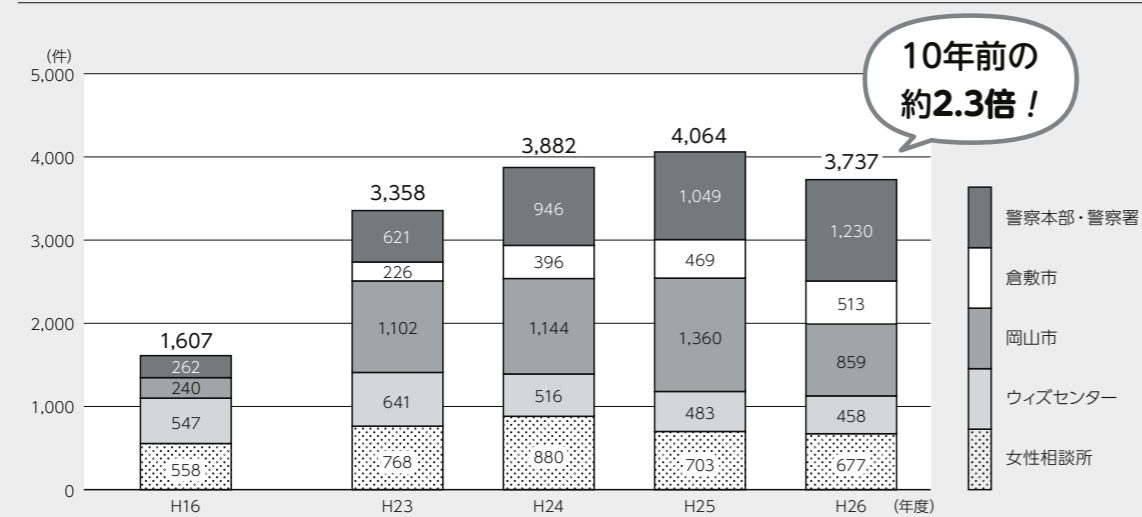
(4) 男女間の暴力に関わる被害者保護対策と防止・啓発

- 配偶者等からの暴力 (DV) (注1) など男女間における暴力の存在が顕在化しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。
- 若い世代においては、交際相手などからの暴力 (デートDV・ストーカー) も問題となっており、対策を進める必要があります。

(注1) 配偶者等からの暴力 (DV)

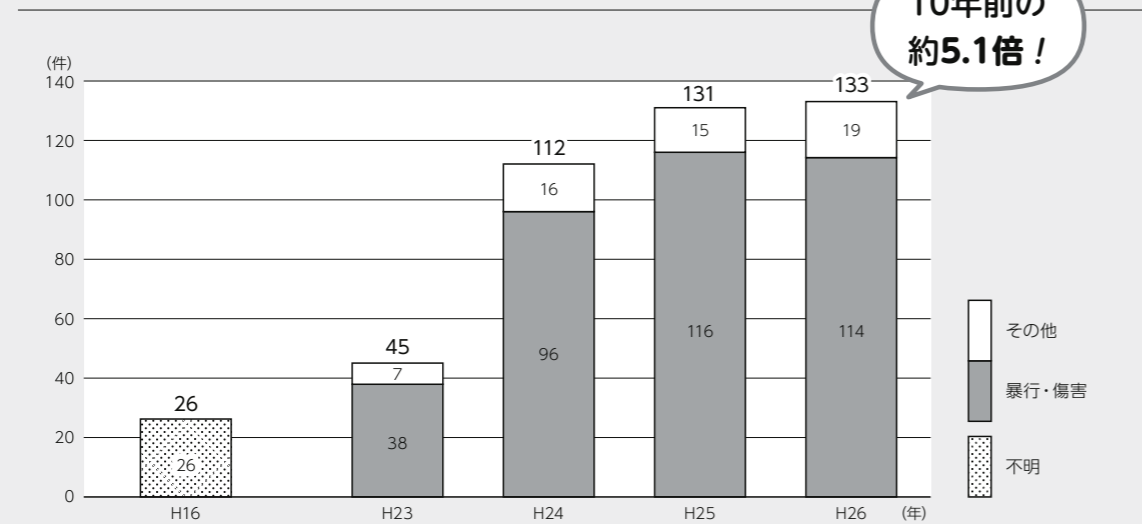
「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、けるといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。

配偶者等からの暴力 (DV) 相談の現状



男女共同参画青少年課調べ (各年度末現在)

配偶者等からの暴力 (DV) 関係検挙件数 (県)



岡山県警察本部調べ (各年12月31日現在)

(5) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) (注2) の実現

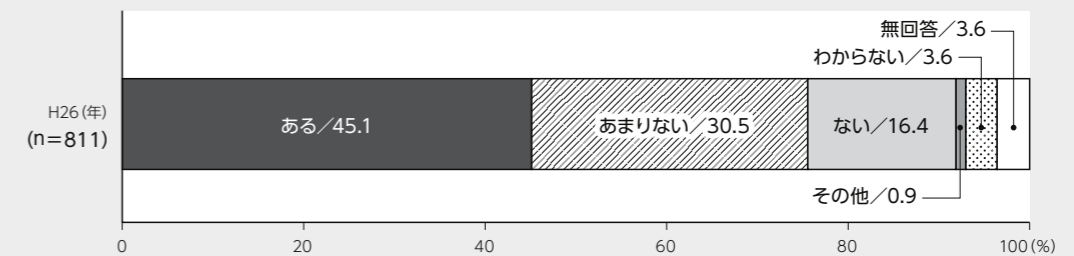
- 男性は、仕事中心のライフスタイルからの転換が進んでいません。
- 仕事と生活の調和が実現することで、労働生産性が向上し、社会・経済も活性化することについて、一層の啓発に努める必要があります。

(注2) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

長時間労働等により家庭や地域活動に関われないことの有無

Q. 家庭や地域活動に関わりたいと思っても、長時間労働や休日出勤などのため、関われないことがありますか。(男性、女性問わずお答えください。)



平成26年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

(6) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

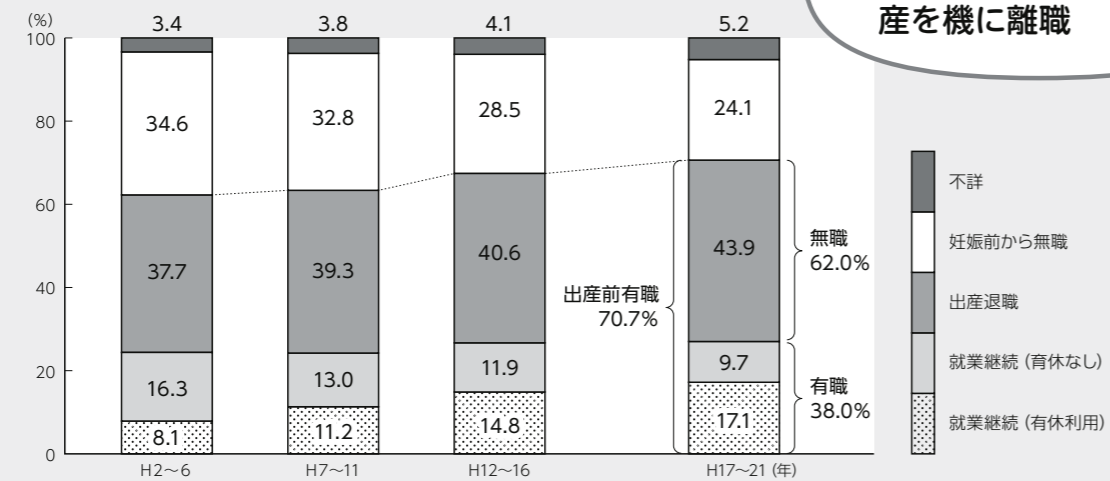
- 女性は、出産・育児・介護などのために離職することが多い状況です。
- マタニティ・ハラスメント (注3) など、雇用分野における課題が明らかになっています。
- 女性が、働き続けることのできる環境づくりを進めていく必要があります。

(注3) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業などによって、業務上支障をきたすという理由で、不利益な取り扱いをしたり、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為をいいます。



第1子出産前後の妻の就業経歴



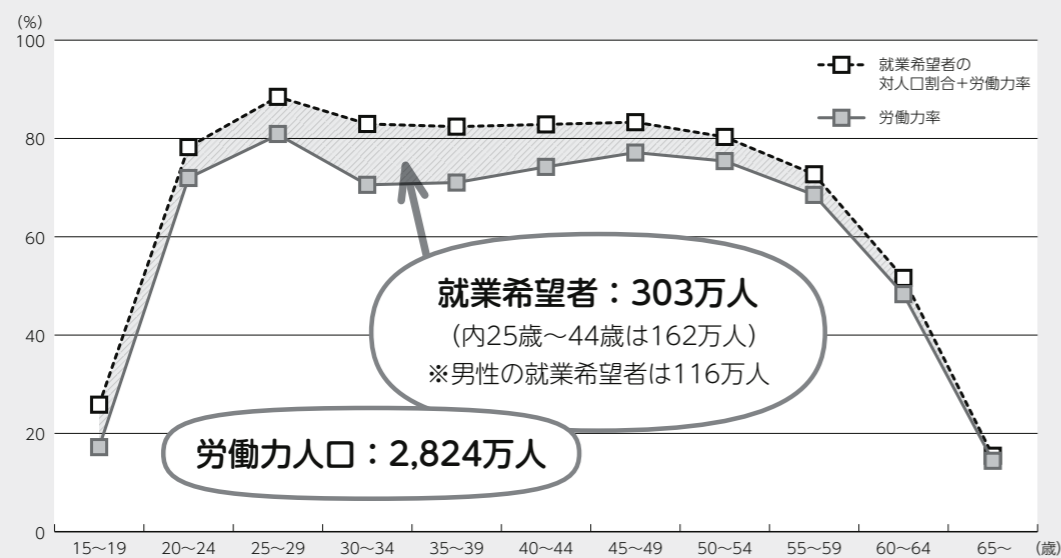
第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職

国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」より抜粋

(7) 女性のチャレンジ支援

- 女性は、出産・育児・介護などのために離職する人が多いための就業年数が短く、また、復職しても非正規雇用が多いために収入が少ない傾向にあります。
- 短時間勤務や在宅勤務など、本人の希望に応じた働き方を提供できる環境を整備する必要があります。
- 再就職のための知識・技術の習得支援をはじめ、新規創業支援などチャレンジする意欲のある女性への一層の支援が求められています。

女性の年齢別労働力率（全国）



総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年）より作成。
 （「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。）

男女が共に輝くおかやまづくり

第4次 おかやまウィズプラン



第3章 計画の概要